

## 付 属 資 料

### 1 茨城県生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習の総合かつ効果的な推進とその普及を図るため、茨城県生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する事業の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、別に定めるところによりその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、本部会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに、本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理する。
- 4 幹事会の会議は、生涯学習課長が招集する。
- 5 生涯学習課長は、幹事会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、茨城県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

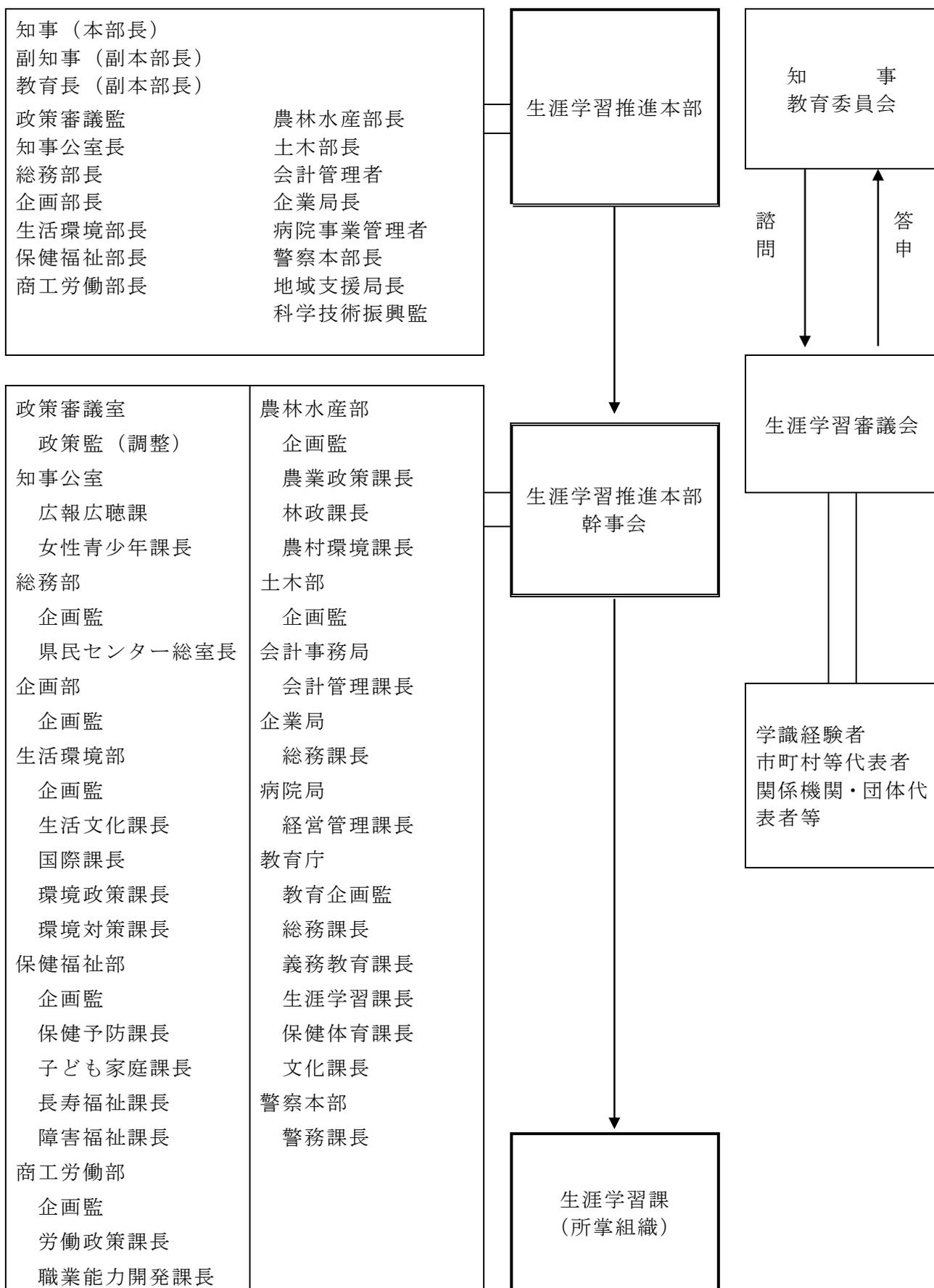
別表 1

本 部 員
政 策 審 議 監
知 事 公 室 長
総 務 部 長
企 画 部 長
生 活 環 境 部 長
保 健 福 祉 部 長
商 工 労 働 部 長
農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 事 業 管 理 者
警 察 本 部 長
地 域 支 援 局 長
科 学 技 術 振 興 監

別表 2

幹 事	
政策審議室	政策監（調整）
知事公室	広報広聴課長
	女性青少年課長
総務部	企画監
	県民センター総室長
企画部	企画監
生活環境部	企画監
	生活文化課長
	国際課長
	環境政策課長
	環境対策課長
保健福祉部	企画監
	保健予防課長
	子ども家庭課長
	長寿福祉課長
	障害福祉課長
商工労働部	企画監
	労働政策課長
	職業能力開発課長
農林水産部	企画監
	農業政策課長
	林政課長
	農村環境課長
土木部	企画監
会計事務局	会計管理課長
企業局	総務課長
病院局	経営管理課長
教育庁	教育企画監
	総務課長
	義務教育課長
	生涯学習課長
	保健体育課長
	文化課長
警察本部	警務課長

## 2 生涯学習推進組織



### 3 茨城県生涯学習審議会条例

(平成4年3月27日茨城県条例第54号)

(審議会の設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、教育委員会規則の定めるところにより専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 茨城県社会教育委員条例

(昭和 37 年 3 月 30 日条例第 28 号)

(委員の設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定により社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、15 人とする。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 4 条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 75 号）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により委嘱された社会教育委員（以下「委員」という。）で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に委嘱された日から起算して 2 年とする。

## 5 第10期茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員

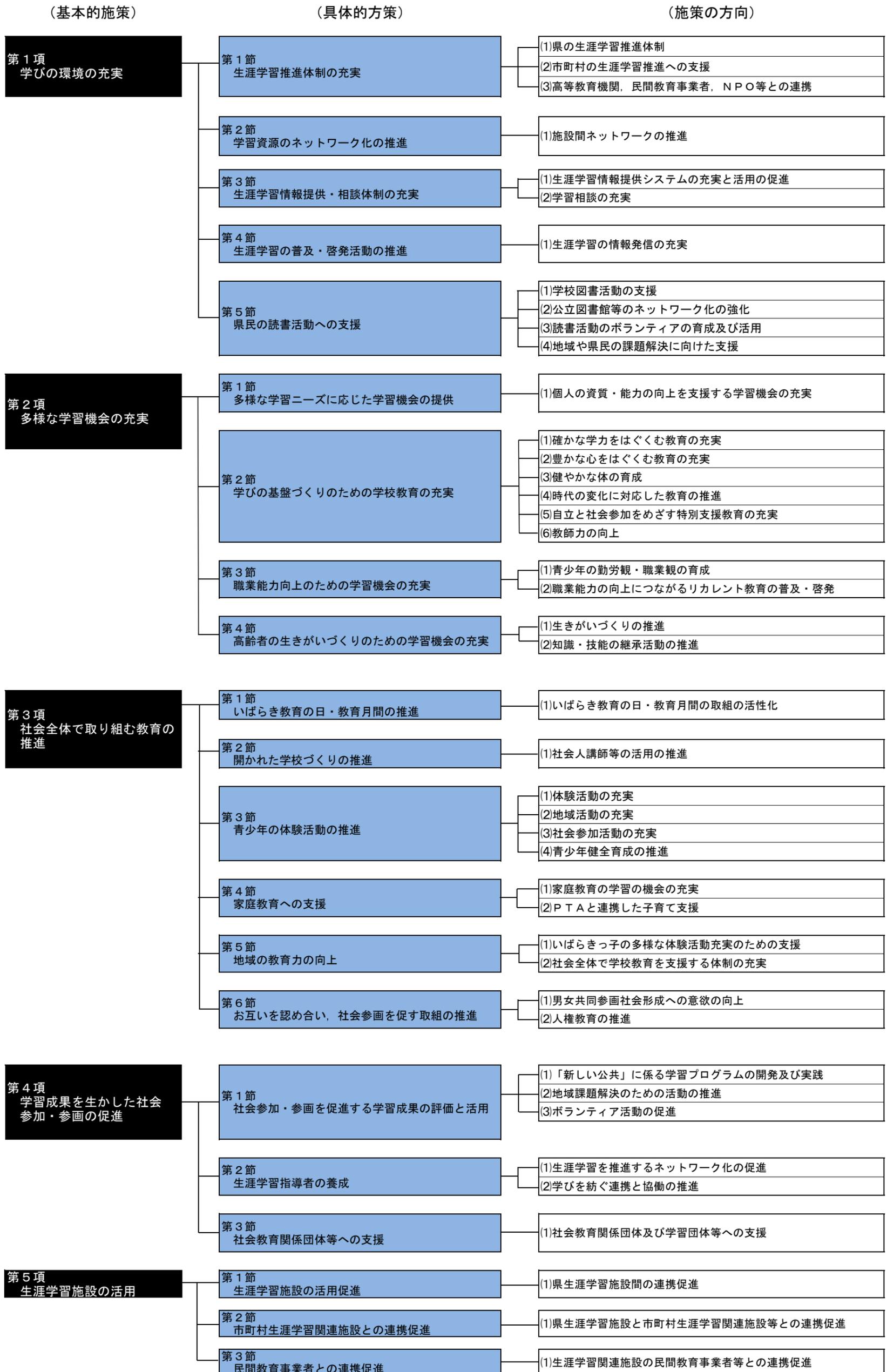
(肩書は平成22年8月1日現在)

No.	氏名	役職等
1	池田 幸也	常磐大学コミュニティ振興学部教授
2	飯岡 英之	県議会議員 (平成23年1月21日まで)
	伊沢 勝徳	県議会議員 (平成23年1月21日から)
3	小田部 卓	(株)茨城新聞社代表取締役社長
4	木村 競	茨城大学教育学部教授
5	鯨岡 武	市町村教育長協議会会長
6	郡司 丈児	茨城県立那珂湊高等学校長
7	坂本 敬子	(株)月の井酒造店代表取締役社長
8	塩原 慶子	常陸太田市フォonz・ネットワーク・デスク
9	丹野 志津子	城里町立七会中学校長
10	堤 千賀子	茨城県メディア教育指導員連絡会会長
11	野口 不二子	雨情会名誉会長
12	蓮見 孝	筑波大学大学院教授
13	幡谷 勉	(資)幡弁商店代表社員
14	細野 賢治	筑波研究学園専門学校理事・校長
15	鷺田 美加	特定非営利活動法人ままとーん代表理事

(任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日)  
(敬称略，五十音順)

第4次茨城県生涯学習推進計画施策体系概要

ともに生き、ともに学び、ともに支え合う社会をめざして





11月1日はいばらき教育の日  
11月はいばらき教育月間

茨城県生涯学習推進本部

【事務局】 〒310-8588

水戸市笠原町978-6

茨城県教育庁生涯学習課

電話 029-301-5318

F A X 029-301-5339

E-mail: shogaku1@pref.ibaraki.lg.jp